

# マイナンバーカードと電子証明書の更新手続き

問合先 町民課 ☎ 288-2124

マイナンバーカードには、「マイナンバーカード」と「電子証明書」の2つの有効期限があります。

**有効期限はそれぞれに設定されており、更新手続きが必要です。**有効期限の2~3か月前を目途に「有効期限通知書(封書)」が届きますので、更新手続きをお願いします。

## ▶ マイナンバーカード本体の更新手続き

**有効期限** 18歳以上 … 発行から10回目の誕生日まで / 18歳未満 … 発行から5回目の誕生日まで  
※年齢はカード発行時点

**有効期限が過ぎた場合、本人確認書類として使えなくなるほか、コンビニ交付や健康保険証、e-Taxなどの利用ができなくなります。**

**カード申請** 「有効期限通知書」に申請方法のご案内、交付申請書、返信用封筒が同封されています。

### ①オンライン申請

交付申請書の二次元コードや申請書ID(23桁)を使用してスマートフォン・パソコン・証明用写真機から申請できます。

### ②郵送申請

交付申請書に必要事項を記入、顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れて郵送してください。

### ③役場町民課窓口で申請

有効期限通知書、交付申請書及びマイナンバーカードを持参してください。※顔写真は無料で撮影

**カード受取** 申請後、「交付通知書(はがき)」が届きましたら通知書記載の必要書類を持参し、お越しください。

## ▶ 電子証明書の更新手続き(役場町民課窓口への来庁が必要です)

**有効期限** 年齢に関わらず、電子証明書の発行から5回目の誕生日まで

**有効期限が過ぎた場合、コンビニ交付や健康保険証、e-Taxなどの利用ができなくなります。**

**必要物** マイナンバーカード、有効期限通知書

**あらかじめ暗証番号を確認してからお越しください。分からぬ場合は再設定もできます。**

暗証番号 … ①署名用電子証明書(6~16桁の大文字英字と数字)、

②利用者証明用電子証明書(4桁の数字)、③住民基本台帳用(4桁の数字)

## ▶ 外国人の方

在留期間に定めがある方は、在留期間の満了日がマイナンバーカードや電子証明書の有効期限になります。

在留期間を延長した場合は、**マイナンバーカードの有効期限まで**に延長手続きが必要です。

# 窓口で発行する「証明書」などの様式が変わります

1月5日から、町が利用する業務システムの一部を、国が定める標準化システムへ移行します。

移行に伴い、地方自治体ごとに定められていた証明書や通知などの帳票レイアウトが、全国で統一されます。

## ▼ 変更される主な証明書

証明書名	担当課
住民票	町民課 ☎ 288-2124
印鑑登録証明書	
住民票記載事項証明書	
所得・課税証明書	税務課 ☎ 288-2123
所得証明書	
評価証明書(土地・家屋)	
公課証明書(土地・家屋)	
名寄帳	

## ▼ 住民票の様式の主な変更点

### 様式が個人形式と世帯連記式に分かれます

※必要な記載事項は、住民票を提出する機関に確認してください

**個人形式:**町内の異動履歴が詳しく記載されます

**世帯連記式:**住所履歴は現住所と転入前住所、窓口交付の場合は申出により町内前住所が記載されます



個人形式 ▲

世帯連記式 ▲

## ▼ 帳票が廃止される通知書

通知書名	担当課
固定資産価格通知書	税務課 ☎ 288-2123

※未申告の方など、町で所得の情報を把握できていない方は、証明書の発行に1か月ほど要する場合がありますのでご注意ください。

### コンビニ交付で取得できる様式が変わります

**1月19日6時30分からは世帯連記式で交付されます。**現住所や転入前住所以外の住所履歴が必要な方は、町民課窓口で個人形式を請求してください。

なお、システム切替のため、**1月にコンビニ交付サービスを一定期間停止します。**詳細は9ページを参照ください。